

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 5 月 20 日

分任支出負担行為担当官

福井森林管理署長 長岡 浩明

1 競争入札に付する事項

- (1) 事 業 名：令和 7 年度 気比の松原保全対策調査業務
- (2) 契約期間：契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 9 日まで
- (3) 作業場所：福井県敦賀市松島町 松原国有林
- (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 本案件は電子調達システムを利用して入札に参加することが可能である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当しないものであること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」のうち「調査・研究」において、「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、「東海・北陸」、「近畿」地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に、本入札に付する業務と同種又は類似の委託業務を請け負った実績を証明できる者であること。
同種業務：森林に関する保全対策調査業務
類似業務：森林に関する環境調査業務
- (5) 主任技師が、以下の①～③のいずれかの資格を有する者であること。
 - ① 技術士(森林部門又は環境部門に限る。)の登録を受けた者。
 - ② 林業技師(森林評価部門、森林環境部門又は森林総合監理部門に限る。)の登録を受けた後、森林環境部門の職務に従事した期間が 8 年以上ある者。

- ③ 大学卒であって卒業後、森林環境部門の職務に従事した期間が18年以上ある者。
- (6) 開札の時に於いて、競争参加資格のある者であること。
- (7) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

3 競争参加資格の確認等

- (1) 担当部局：〒910-0019 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎8階

福井森林管理署 総務グループ

電話：050-3160-6105

メールアドレス：nyusatsu_fukui@maff.go.jp

- (2) 本競争の参加希望者は、上記2の(3)、(4)及び(5)の資格を有することを証明した書類の写しを提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (3) 申請書等の提出期間、場所及び方法

ア 電子調達システムで参加する場合

- (ア) 提出方法：電子調達システムで送信すること。

ファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・ 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・ 圧縮ファイル LZH 形式

なお、送信した申請書等の差替え及び追加提出については、(イ)の提出期間内において受け付けるが、必ず3(1)の担当部局に連絡し、許可を受けてから提出すること。

- (イ) 提出期間：令和7年5月21日（水）9時00分から令和7年6月3日（火）17時00分まで。（ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。）

イ 紙入札で参加する場合

- (ア) 原則として電子メールにより提出するものとし、3(1)のメールアドレスに(イ)の提出期間内に必着とする（持参、郵送による提出も可）。

なお、提出した申請書類の差替え及び追加提出については、(イ)の提出期間内において受け付ける。

- (イ) 提出期間：令和7年5月21日（水）から令和7年6月3日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。以下「休日等」という。）の9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までを除く。）

- (ウ) 提出場所：〒910-0019 福井県福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎8階

福井森林管理署 総務グループ

電話：050-3160-6105

上記(3)に規定する期限までに申請書類及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。

なお、競争参加資格がないことが確認された者には、令和7年6月10日（火）17時00分までに、その旨を電子調達システム、書面、電話等により連絡する。

4 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場所：〒910-0019 福井県福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎 8 階

福井森林管理署 総務グループ

電話 050-3160-6105

- (2) 日時：令和 7 年 5 月 20 日（火）から令和 7 年 6 月 10 日（火）まで（休日等を除く。）の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（12 時 00 分から 13 時 00 分を除く。）

- (3) 入札説明書及び入札者注意書の交付方法

資料は無料である。入札説明書及び閲覧図書はインターネットの近畿中国森林管理局ホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/tender.html>)からダウンロードすること。なお、ダウンロードが不可能な場合は、電子データで交付するのでデータを記録することができる記録媒体（CD-R、CD-RWに限る。）を持参し窓口で申し出ること。入札説明書及び閲覧図書の郵送での配布はしない。

また、閲覧図書等について質問がある場合は、入札公告に示す期間内に(1)に質問書（別紙）を提出すること。

質問書に対する回答はホームページに掲載することとし、質問者への直接の回答は行わない。

- (4) 質問書の受付期限

令和 7 年 5 月 21 日（水）から令和 7 年 6 月 3 日（火）まで（休日等を除く。）の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（12 時 00 分から 13 時 00 分を除く。）

5 入札、開札の場所及び日時

- (1) 電子調達システムで参加する場合

ア 入札の日時

令和 7 年 6 月 9 日（月）9 時 00 分から令和 7 年 6 月 11 日（水）13 時 30 分までに入札金額の送信を行うこと。

イ 開札の場所及び日時

- ・ 場 所：福井春山合同庁舎 8 階 共用会議室
- ・ 日 時：令和 7 年 6 月 11 日（水）14 時 00 分開札

- (2) 紙入札で参加する場合

ア 入札の場所及び日時

- ・ 場 所：福井春山合同庁舎 8 階 共用会議室
- ・ 日 時：令和 7 年 6 月 11 日（水）13 時 30 分入札

イ 開札の場所及び日時

5(1)イと同様

入札書は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。電送等によるものは受け付けない。

郵送の方法は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には事業名及び商号又は氏名を朱書し、外封筒の封皮には「6 月 11 日開札、令和 7 年度 気比の松原保全対策調査業務の入札書在中」と朱書し、令和 7 年 6 月 10 日（火）17 時 00 分までに必着すること（送付先は、4 の(1)に同じ。）。

競争参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは入札関係職員に農林水

産省競争参加資格（全省統一資格）の有資格者に交付される「資格審査結果通知書」の写し及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示し又は提出しなければならない。

なお、「資格審査結果通知書」の写しを提出しないこと等により、資格が確認されない場合は、入札に参加できない場合がある。

また、再入札を行う場合は、その場で引き続き行うので、郵便入札を行った者は再入札へは参加できない。

6 その他

(1) 入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金は免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

契約は、当該委託業務の落札金額（入札書に記載した金額の 100 分の 110 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた金額））をもって契約金額とする。

(5) 契約書作成の要否

要（落札決定の日から 7 日以内とする。）

(6) その他

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、近畿中国森林管理局のホームページをご覧ください。

http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/kouki_hoji/index.html

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

(別紙)

入札公告に対する質問書

- 1 事業名
- 令和7年度 気比の松原保全対策調査業務

2 質問回答内容

質 問	回 答